

## 札幌市の公文書館は何をめざすか

鈴江 英一

### 一 講義

はじめに

鈴江でございます。

自己紹介を抜きにして話を始めさせていただきたいと思います。今日は、札幌市の公文書館は何を目指すかということでありますが、その公文書館というところにアーカイブズと付け加えておきました。その意味は後で述べたいと思います。

公文書館が現実のものになってきつつあると思います。が、実は三年前の二〇〇四年一月二十八日に文化資料室で私は同じような話をさせていただきました。「公文書館への道／札幌」というのがその時の題ですが、実はこのレクチャーをした直後に、札幌市の公文書館の報告書ができています。『歴史的公文書等の保存・活用に関する基礎調査

結果報告書―公文書館の設置に向けて―』というものでありますが、今回、私がお話しするに当たって、この報告書を皆さんが読まれているということを前提にして話させていきたいと思います。といいますのは、既に重要なことは相当ここに書かれていると私は思っております。

今回、今日の話をするために、もう一度それを読んでみました。読んでみて、非常に目配りのきいた分析をしているなと思いました。公文書館というものはどういうものかという理論的な押さえや実際の分析が十分なされており、ここに書いてある限りのことには、私は付け加えるものはない。ですから、公文書館法という、法律のことについても今回は全般的には説明を省かせていただきたいと思います。

たぶん問題は、内容は非常にいいと思いますが、この報

告書には公文書館の具体的なプランというのが書かれていないわけで、報告書ができてから三年間、札幌で公文書館を目指してどのような動きがあったか、どのようなものを作ろうとしていたか、そのところは、私はあまりよく知っておりません。

実際、市史の編集員の方々からいろいろな話を伺っておりますが、市史編集の遺産、市史のこの後をどうするのか、続編をどうするのか、収集した資料をどう活用するのか、そういうお話を伺うことが多いわけですが、札幌市のアーカイブズというものを、どういうアーカイブズ像にするか、というところはあまり伺ったようなことがないような気がします。

札幌市の公文書館を作るという計画は、これも後から少し触れますが、自治体史編集の後の遺産をどう活用するかということで公文書館を作る、アーカイブズを作るというタイプの一つだろうと思います。ただ、市史の延長ということだけでは、アーカイブズはできないと思うわけです。今まで市史がやってきた事例を活かすだけということだけでは、必ずしも公文書館でなくても可能であると私は思っておりますので、なぜ札幌市で公文書館でなくてはならないのか、その理由をこれから市民に対して十分説明する時期に来ているのではないかと思います。

実際に公文書館を立ち上げる時に、何を考えて何を目標にするか、そのために何をするのかということが大事だと思いますし、今日は私が考えている三つのことについてお話をさせていただければと思います。

したがって、本日の構成の一つは、公文書館とは何か、ということです。本日は札幌市のこの施設を言うときには公文書館と言いたい、もともとこの言葉はアーカイブズという言葉ですので、一般的な事例を言うときにはアーカイブズと言っていきたいと思います。

このアーカイブズの基本線、それはどのようなものかということをやまず一点目で押さえておきたいと思えます。それから二点目は、それではどのような公文書館を目指すのか、目指すべきアーカイブズ像とはどういうものか、ということに触れたいと思います。

その上で三点目に、そのために何をなすか、具体的な押さえはどこか、ということを考えています。

資料1は、昭和六十年の第二回定例会の代表質問です。六月十一日です。私はこの新聞記事のほうを道立文書館の設立に関わっていた時に見たという記憶があります。この昭和六十年の第二回定例会の質問と答弁は、この報告書のほうには出ていないわけです。既に忘れられていたものだろうと思います。



私の理解している公文書館としては、できないだろうと思  
っております。札幌の公文書館はこの時点で、できな  
かったわけですが、それはおそらくアーカイブズというもの  
に対する基本的な考え方がやはり十分に煮詰まっていな  
かったということではないかなと思います。

しかし、それから二十年経って、報告書ができて、歴史  
的公文書等の保存活用を担う公文書館の役割というものが、大  
変明瞭に明らかにされてきたと思います。あの報告書でアー  
カイブズの役割が的確に捉えられてきたと思います。

## 一 アーカイブズとはなにか

### (一) アーカイブズの本質

アーカイブズの一  
般的な訳語というの  
は、もんじょかん 文書館という名前  
になると思います  
が、そのうちの公共  
機関の文書館を公文  
書館というわけ  
です。しかし、今や  
もんじょかん 文書館や公文書館と

### 資料2 「となりのやまだ君」

©いしいひさいち

(朝日新聞、平成6年10月1日掲載)



いうよりは、もしかしたらアーカイブズと言ってしまった  
ほうが通りがいいのかもしれない。その通りのよさに多  
分一番貢献したのがNHKアーカイブズではないかと思  
います。

過去の音声や映像を保存していて、そこから古いこうい  
うものがありますよ、と取り出していく。NHKアーカイ  
ブズは、ずいぶん名前を売ったと思いますが、そういうもの  
としてアーカイブズの名前が通っていると思います。それ  
は、アーカイブズの一つの側面であって、全部ではないと  
思います。

それで、資料2ですが、全国歴史資料保存利用機関連絡  
協議会（以下、全史料協）、いわば文書館の集まりですが、  
この全史料協の研修会テキスト一九九四年の表紙にこうい

う漫画が出ております。一見して分かると思いますが、いいひさいち作の「となりのやまだ君」という朝日新聞の漫画です。いちばん最後のところに公文書館が出てくるわけです。ここでの公文書館というものは、とにかく古いものを保存しているという場所だと、それがこの漫画のオチになっていきます。

古いものを保存しているというのは、一昔前は何が引き合いに出されたかというところ、博物館です。しかし、博物館は今やそういうところに収まっていられなくなり、観覧者をどう集めるか、魅力ある博物館にならなければなかなか立ち行かない、ということになっていろいろ企画を立てているわけです。

いつのまにか、博物館の役割をここでは公文書館が担わされているというような雰囲気になってしまっています。博物館から公文書館がその役割を取って代わったような記事であります。全史料協研修会テキストの表紙にこういう漫画を掲載した意図というのはどんなものかと思うのですが、決して、主催者側の自虐的な意図ではないと思うのです。

アーカイブズというのは何をするのか、するところなのか、ということを我々は問われているのだ、という意味でこの漫画が掲載されたと思います。文書館もんじょかんがどういう役割

を社会的に果たすのかという問題を研修会の参加者に投げかけた、投げかけようとしたものだろうと思います。

アーカイブズというのは単なる古文書館こもんじょかんではないということがよく言われています。アーカイブズの基本的な性格は、この点、押さえ損なうといけないと思うのですが、基本的には、そのアーカイブズの設立母体、アーカイブズ界ではそれを親機関と言いますが、国立公文書館の場合であれば国の機関、札幌市であれば札幌市の各機関、そういった所の文書を評価選別して、移管を受けるという役割を担うのがアーカイブズです。

それを一時期、こんなものが出てきたというのでドンと引き受けるということはもちろんあると思いますが、一時期そういうものを引き受けるということと済むものではなく、恒常的に、例えば毎年度引き継ぐ、文書が発生したらそれを引き継ぐというような機能を果たすのがアーカイブズであるわけです。

ある古文書こもんじょのコレクションがあつて、それを保存するものとしてアーカイブズが理解される、これは一種の日本における誤解だろうと思います。しかしそれは一面、日本における戦後の歴史資料保存運動の成果というものが、そのアーカイブズというものの印象に影を投げかけていると思います。私は、それはそれで肯定的ですが、基本的には、

今言ったように恒常的に親機関から文書を引き継ぐというところにアーカイブズの存在意義というものがあります。

このところは、図書館ではできない、あるいは博物館でもできないところです。もし図書館や博物館がその役割を果たしているとすれば、それはそこがアーカイブズになつていると考えていいと思います。

では、なぜその親機関から文書を引き継ぐか、引継ぎ移管するかということですが、公文書というものには歴史的な保存価値があり、アーカイブズでその公文書を保存して活用することによって、例えば札幌市の市政が、現在と後世に対してその説明責任を果たすということです。ですから、特定の歴史研究、あるいは歴史編さんにその利用目的が限定されているわけではなく、歴史的という長い時間幅で市の行政を考えるということのためです。

開拓使時代の札幌が詳しく分かるということだけではなく、戦前の拓殖政策などを展開していく時代、それから戦後の復興期、オリンピックを準備していく時代、そして、今日いろいろの計画が市でも立てられていると思います。そういったものがそれぞれの各時代を通じて、常に明らかになっていく、恒常的にそういった公文書の記録を選別して引き継いでいくということが可能である施設がアーカイブズ、公文書館であるわけです。

一般的な図書館や博物館ではそういった機能をたぶん本来的には持ち得ない、担っていないと思います。そういうところに図書館や博物館でない機能をアーカイブズが担う、そのためにアーカイブズが存在すると思います。

## (二) 日本におけるアーカイブズ概念の多様性

札幌市のアーカイブズを今のところ公文書館と呼んでいきます。これは法律で公文書館法というものがあり、これから所蔵しようとする資料の大半が公文書であるということからくるのだらうと思います。

日本の文書館もんじょかんや公文書館もんじょかんというものには実は名前がいろいろあり多様です。文書館、公文書館という名前が多いわけですが、それがなかなか一つのものにならない。そして、その名称が何かに定着していくかという、なかなか定着しない。報告書の三ページに、アーカイブズの名称がいかに多様であるかというのが出ておりますが、このことが、実は日本でアーカイブズの本質的な理解をなかなか浸透させずに、複雑に、あいまいにしているという原因だと言っている人がいます。そういった批判をする人もいます。

しかし、またそれも、日本のアーカイブズの特徴であり、そういった多様性を生み出した背後のものが、日本におけるアーカイブズを定着させた原動力だと思っており、私などはそれをむしろ肯定的に見ております。

様々な名前、様々な機能というものの中に、実はそれぞれの自治体の期待や、これが大切なことだという意義を込めて言っているのだろうと思います。ですから公文書館法が一九八七年、昭和六十二年にできますが、それ以降、日本のアーカイブズが全部「公文書館」になったかというところ、決してそうではなく、いろいろな名称のものがやはり存在しています。

例えば、最近、岡山県にできたアーカイブズは、記録資料館という名前です。そこにも岡山県のアーカイブズを作った方々の、こういうものであるべきだというアーカイブズ像があつたのだらうと思います。ですから何を選ぶかどうかのような名称にするかは、各自治体、市民の選択ということになります。

そういうように多様化している事情を説明するには、戦後の日本の史料保存運動というものをかいつまんで話をしたほうがよいと思いますので、その話をいたします。

戦後、身分制度が解体していき、華族制度を廃止いたします。旧大名家なども、従来の伯爵とか公爵とか言っていたらなくなりまりました。そして農地解放が行われ、不在地主の土地が取り上げられることになりましたから、地主制というものが解体していくわけで、旧家、古い家がどんどん没落していくという状況です。旧家が没落するとい

ことで、古くから伝わってきた文書がそのまま維持できなくなりまして。

かくして文書の散逸というのが起こります。そこで戦後の史料保存運動が起こるわけです。このままにしておけないということ、様々なところで救急的な保存措置が講じられます。文書館や資料館ができるのはそういうった契機です。

さらに、公文書の保存というのが大きく出てきますのは、一九五〇年代の昭和の大合併といわれる時期です。町村合併促進法が一九五三年にでき、一九五六年に新市町村建設促進法ができる等々のことで、市町村合併が進みます。この時に、町村役場文書の大量散逸が発生いたします。

これは、後で札幌のことも例に触れますが、私が以前勤務していた国文学研究資料館の付属施設で史料館というのがあります。現在は国文学研究資料館のアーカイブズ研究室というようになっておりますが、その収蔵資料が全体で、これは近世、江戸時代の資料が多いのですが、五三〇件、約五十万点と言われています。五十万点、だれも数えたことではないのですが、どうやらそれはわりあい当たっている数字だというのが後で分かります。そのうちの、五三〇の文書群のうちの百くらいは、戦後の町村合併で廃棄された文書です。

それをどのようにして史料館が手に入れたかというのと、古本屋さんや、古紙回収業者の人から一貫目何十円という値段で買っているわけです。それは、明治維新以降の文書だけかというとはそうではなく、結構、近世の文書もあり、なかには元禄や享保といった、つまり一七〇〇年代の初め頃の年紀が書かれている年貢取立状など、そういうものもあります。そういうものが目方でどんどんと売られてきたという時代です。惜しげもなくと言っていると思います。惜しいと思ったら保存したと思いますが、たぶん、こういうものは必要ないと思つて捨ててしまつたのです。

そういう状況の中で、日本学術会議は、政府に対して一九五九年に勧告を出します。それは「公文書散逸防止について」というもので、市町村合併や官公庁の統廃合がどンドン進んでいく、これは大変なことであつて、公文書の急激な散逸に政府として何か手を打つて欲しいということを書いています。

この勧告はやや控えめな勧告で、文書館もんじょかんというものは外国にはあるが、そういうものができたらいいけれども、なかなかそうはいくまいから、とにかく保存の手を打つて欲しい、というものでした。

しかし、この勧告が母体になつて、国立公文書館が十数年後にできることになりました。

その次に、その十年後ですが、学術会議はもう一度勧告をいたします。それが「歴史資料保存法の制定について」というものです。

ここでは、時々刻々と公文書も古文書こもんじょも散逸していく、これには文書館もんじょかんというものを作らなければいけない、そこでそういった散逸するものを収集して保存する、それは都道府県市町村各地に必要なだということを訴え、政府に求めます。

しかし、この歴史資料保存法は、幅が広すぎて政府の具体的施策や、そのまま法律になるということには残念ながらなりません。しかしそれでも、こういった勧告が出ているといふので各地で文書館もんじょかんを作ろうとした人にとつては大変励みになりました。こういう勧告が出ているということですから。それをテコにして文書館もんじょかんの設立を自治体の理事者に訴えるということがありました。道立文書館もんじょかんの設立の時にも、この勧告はぜひぶん役立ち活用したという経験を私はいたしました。

戦後の史料保存運動というのは、このようにして文書館もんじょかんの設立を促していったわけです。日本で最初にできた文書館もんじょかんは山口県の文書館で、一九五九年にできました。これは大名の毛利家の文書が山口県に寄贈されるということ、その受け皿として文書館もんじょかんができます。山口県の知事さ



んは、どなたかに、今、この毛利家の文書を山口県がいた  
だくに当たって、文書館というものを作ったら、これは日  
本で最初の文書館になると言われて、それじゃ文書館にし  
ようと云ったという話が伝わっておりますが、とにかくそ  
ういう形で各地に文書館ができていきます。

近世や近代の、近代の中でも古い文書を目の前から消え  
ないように、そういった努力を戦後の史料保存運動はやっ  
てきました。その努力を具体化していった場所や組織が  
文書館制度であつたわけです。

### (三) 日本のアーカイブズ法制

歴史資料保存法の制定というのは実現しなかつたわけ  
ですが、その後、先程の全史料協が、日本の文書館協会とい  
うべき組織ですが、文書館法の制定を目指していきます。

学会会議はそれに促されながら再度の勧告を出します  
が、最終的に、文書館法の対象は国と地方公共団体に絞ら  
れていき、法律の名称も公文書館法になり一九八七年の成  
立となつていきます。これは確かに日本の文書館界の念願  
であつたわけです。出来上がったものに対する賛否はいろ  
いろと全史料協の中に取りましたが、ともかく法律という  
形で念願のものができたということです。

現在、日本のアーカイブズ法制といえますか、文書館関  
係の法律は二つあります。一つはこの公文書館法です。も

う一つは国立公文書館法です。国の公文書館を基礎付ける  
法律です。ですからいずれも国あるいは自治体の公文書館  
を規定しているわけで、一般の企業や団体、あるいは学校  
の文書、そういうアーカイブズの根拠になる法律にはなつ  
ていません。

この点、公文書館法は、図書館法や博物館法よりも狭く  
できていると思います。私有の、個人が持っている文書記  
録の保存を根拠付ける法律にはなっていないという点があ  
ります。そう意味では、私は公文書館法というのは大変禁  
欲的な法律だと思っております。

ですから、各地のアーカイブズは設立する時に公文書館  
法だけではなく、いろいろな、公文書館法のいわば枠の外  
にあることも含めて、文書館というものを各地で作ってい  
きました。ですから、先程申し上げましたように、多様な  
名称がつけられたわけです。

公文書館と言ったり文書館と言ったりします。文書館と  
いう文字で、うちの県はこれを「ぶんしょかん」と読まな  
ければいけないなど、いろいろな名前が出てきます。歴史  
館と言ったり総合資料館と言ったり、先程の記録資料館と  
いうようなものが様々に出ています。

しかし、それは各地域の自治体がそれぞれの判断で作つ  
ていくという状況をよく表していると思います。私は、

変に統一されないほうがむしろよいと思つています。肯定的に捉えているというのはそのことです。

日本の文書館法制、アーカイブズ法制の中で、やはり一つ足りないものがあると思います。それはよくいろいろなところで言われるわけですが、公文書館法といい国立公文書館法といい、それはいずれも施設の建物のいわばハコモノに根拠を与える法律です。

やはりそれでは足りない、公文書が作成されて永久保存される、公文書の流れからすると下流のところでは機能する、その公文書館というものを基礎付ける公文書館法はあるが、そうではなく、上流のほうで、文書が発生して保存されるあるいは管理される、その段階のものも含めてコントロールしていくことが必要だ、全体的に文書を管理する総合的な文書管理法というのが必要だ、いわばこれが公文書館法の上に来る基本法として必要であるということがよく言われます。

公文書館法は、その基本法の下になくはないけないわけです。東アジアでも中華人民共和国では、一九八七年に档案法というものができ、それが基本法になっています。お隣の韓国でも、一九九九年に記録管理法というのができています。それに基づいて文書館が、アーカイブズが基礎付けられてきています。そういう点は日本よりずっと進んで

いると思います。

国の法律としての総合的な文書管理法というものの成立はまだ困難ですが、考えて見ますと、情報公開制度も地方でやってそれがやがて国に及んだわけで、地方が、自治体のほうが先行したわけです。そういうことからすると、自治体の中でそういった条例なり規則なりを持つていくとやがて国の法律の中にも位置づけられていくものができてくるのではないかなと思いますし、文書管理を全体的にやっていくということは、国よりも自治体のほうがずっとやりやすいと思います。

現に、文書管理規程というようなものがありますから、そういうものを強化していくと、全体的な文書管理というのは自治体では可能だと思います。そこに公文書館を位置付けられるということになると、これは制度として非常に筋の通ったものになっていくだろうと思います。

## 二 どのような公文書館をめざすか

### (一) 「報告書」に見る札幌市の選択

先程申し上げましたように、アーカイブズ、公文書館というのは恒常的に公文書の記録を選択して引き継ぐということです。それが本来の機能であるわけですが、そういう観点に立つてその報告書の中では、公文書館というものを

どのような形のものとして札幌では考え、その場合に何を選択し、何を選択しなかったかということ若干見ていきたいと思えます。

先程の板垣市長の答弁で出てきたことですが、情報公開を担うものとしての公文書館というようにあの答弁は読めます。ごく短く言えばそういうように読めます。注意深く読むとそれに尽きない事柄が書いてはありますが、あの新聞記事の見出しがそれを端的に示しています。

情報公開制度と公文書館制度というものは、車の両輪とて、現在の行政、そしてまた、将来の行政に対してそれを明らかにして、保存していく、大事なものを保存していく、あるいは公開していくということが可能になっていきます。

いずれにしても、十分な文書管理というものがその前提になくはならず、そういう意味では、二つのことは繋がっております。情報公開とアーカイブズは車の両輪と言いましたが、その二つの車輪を繋ぐものが公文書の管理だと思えます。

ただ、その両方の違いはやはりあって、情報公開というのは現在の行政のありようを公開する、あるいはそれは公開できないということを判断するのですが、アーカイブズ

はそれを未来に向けて、あるいは後世に対して、市の行政あるいは市民の状況を明らかにするというものです。

ですから、現在、公開できないというものでも三十年経ると公開できるかもしれない、あるいは三十年でためなら五十年というようにして将来それを公開することができるとい制度です。そういった将来のことも含めながら公文書を保存するのがアーカイブズの制度です。

板垣市長のあの判断は、たぶん、あの時点での情報公開と公文書館の繋がりを示していたと思います。あの時点では結構、情報公開の総合的な窓口を公文書館に担わせるということをいろいろところでやっていました。川崎市もそうでした。そのことが反映していたのだらうと思います。

しかし、これは性格が違っているもので、一旦、情報公開を担うものとして、公文書館、文書館もんじょかんをつくったものの、どうも性格が違うのでそれを切り離していくということがいろいろなところで見られます。公文書館でなくても情報公開ができるからです。

やはり、報告書の中でも触れておりますが、アーカイブズは一般に情報公開施設としての公文書館というものを採用していかないということが読み取れます。そうだと思えますし、二十年前のことを振り返るとそのことが的確な判断だと私は思います。

もう一つは、報告書の時点ではこのことがまだ結論的には出ていなかったと思いますが、札幌市資料館の建物で公文書館をやるかどうかという話がありました。報告書の中でもそのことのメリットやデメリットというものが触れられています。

私は結論的にいうと、公文書館をこれから考える時に、資料館のあの建物に拘束されないほうがよかったと思っています。建物をどうするかということから公文書館は解放されていると思います。

実は、こういうことで最近感じたことがあります。本州のあるアーカイブズですが、そこは重要文化財の建物をアーカイブズとして使っていました。本州のことで、道の赤れんが庁舎の話ではありません。

私がそこに伺った時は、先程の全史料協の役員会で施設見学があつて拝見しましたが、大変熱心にこの建物のことを、歴史的な建造物のことをその館の方に説明していただきました。熱を入れて説明していただきましたが、私は、館の方に現在このアーカイブズに公文書が恒常的に引き継がれてくるのですかと尋ねました。そうしましたところ、恒常的には引き継がれてこないということをおられました。

私はそこで、アーカイブズの機能は停止しているのでは

ないかと思いました。説明してくださいました方は、比較的新しい館員の方ようですが、そういうことは問題だと、アーカイブズとしては問題だということにはどうも理解をしておいていなかったようです。

そういう意味で、これは二重の問題性を含んでいるなと思います。私の誤解でなければいいのですが、アーカイブズの基本的な機能が継承されていないということと、そういうものは本来的な機能だということが新しいアーカイブズの館員に理解されていないことです。その館は人がたくさん来られますから、どうもそういった集客性に頼っていて、本来的なアーカイブズの機能があいまいになっているのではないかと思います。

資料館から離れてアーカイブズを考えることができるということは、むしろ私はこれからプラスになっていくのではないかなと思います。

## (二) 札幌市公文書館がめざす方向

札幌市の場合、公文書館はどんな方向を目指しているかというところ、最初のほうに言いましたように、自治体史の編集室を発展継承させるという構想ではないかなと理解しています。

多くの自治体が自治体史の編集を終えようとする時に、そこで蓄積した資料や、もちろんその中で働いてこられた

方、つまり人的資源、それからそこで蓄積された知識というものを継承して、これを公文書館に移行していこうという構想を立てることが多く見られます。札幌市もそのタイプの一つであるわけです。

これは今までの蓄積を雲散霧消させない大事な点だろうと思いますが、留意しておきたいことは、これも先程、少し言いましたが、市史編さんの機能というのがそのままアーカイブズに移るものではないということです。アーカイブズはやはり市史編さんとは違う事業です。

もし、市史の遺産、蓄積した資料や人的な資源を保存しようと思うだけであれば、博物館や図書館の一角にその機能を負わせてもいいわけです。確かに、札幌市の公文書館構想でも、その市史の遺産を継承しようとしているわけで、このことは重要な要素になっておりますが、札幌市にアーカイブズがどうしても必要だという決定的な理由にはならないと思います。

やはり新しい事業として、公文書館というものがどうしても必要だという必然性というものをこれから十分に市民に対して説明する必要があるだろうと思います。市史編集の人的資源の継承というのもしっかりと重要でよくそのことが強調されますが、考えて見ますと、市史や県史の編さんに携わった人が、それぞれ有能であり、また、文書館もんじょかんに対し

て深い理解をもっている人たちが多いと思います。だが、そういう人を継承して、その人たちが働けるのはやはり開館の時点だけです。やがてその方々は、若い方々でも、たぶん十年か十数年したら定年退職していくわけです。ですから、その後の補充をどうするのかということが、どの館でも実は問題です。

ですから、人的資源を継承するということはもちろん必要なことですが、むしろ発足時に確立しておかなければいけないことは、将来にわたって公文書館の専門職員、アーキビストといいますが、それをどう供給していくかという制度を確立させることこそが不可欠だと思います。

なかなかこれは難しいことだと思いますが、市史編集の時代に活躍した人が、いつまでも公文書館にいるわけではないということとはよくよく押さえておかなければいけないことだろうと思います。公文書館の職員、そのようにして移ってきた職員の人たちが、この先専門的な職員はどうなるのかということで、どこでも悩んでおります。

公文書館で、市史編集の経験を活かせる部分というのは、もちろん人的資源もそうですが、やはり歴史資料を見る目ではないかと思えます。その蓄積ではないかなと思っております。長期にわたってその記録を保存していく意義というのはどのようなところにあるのかということ認識した点

が、おそらくこれから公文書館になっていく時に非常に重要な遺産になっていくと思います。

たぶん札幌市の公文書の保存状況を見ますと、実はその裏を返した所に一つあるというように思います。札幌の歴史を見る時に、本当は存在していなければいけないはずの資料がいかにないのかということに遭遇してきたろうと思います。そのことから、何を残すべきかという知恵がたぶん生み出されてくるだろうと思います。その具体的な方法についてはもつと後で述べますが、私の経験を余談として話させていただきます。

これは市史編集の方々はもちろん、私から何度か聞かされたことではあります。新しくお話しする方もおられるので、話しますが、私は市史の第二巻通史二から第五巻通史五（下）まで、キリスト教史の部分で、それは市史全体からするとほんのわずかな部分ですが、お手伝いいたしました。

限られた部分から全体を言うことになるわけですが、市史の公文書についてこんな考えを持っております。それは市史に保存されているものよりも、それに比較にならないくらい膨大な散逸があったのだらうということです。市史の執筆に携わらずと前に、さつぽろ文庫の中の一冊で、『札幌とキリスト教』というのがあります。これは一九八七年に出たものですが、この時に、文化資料室からマイクロ

フィルムに写した資料のコピーを提供していただきました。

これはどんな資料かというところの資料です。一九二七年から四三年、つまり昭和二年から十八年の社寺関係書類というものの一部です。社寺関係ですから、神社や寺院など、その中に教会も入っております。そのコピーをいただき、これは後々まで大変役立ちました。こういったものを残してくれて、とてもありがたいな思ったわけです。全部で二二冊あるのですが、そのうち一六冊が私の関係するものでした。実はこの原本はもう既に市役所の中にありませんでした。どこにあるかというと、江別の道立図書館にありました。私は今回この話をさせていただったので、道立図書館に聞いてみました。これはいつ頃道立図書館に入ったのかと言うと、一九七一年に古書店から買った、それからその古書店が一部寄贈してくれたということでした。このような記録が道立図書館にあるというわけです。

一九七一年というオリムピックの前の年です。札幌中が大きく変革したあたりで、私は市の庁舎がいつ解体され、新庁舎がいつできたかということを手元では調べることができなかつたものですから、これは推測ですが、ちょうどそういった庁舎が変わっていくその時期にあたってい

るのではないかなと思います。どうでしょうか。

そういう時期に、たぶんこの社寺関係書類というのが流出していったのだろうと思います。新庁舎ができる公文書が危機になるといえるのは、道の場合も同じで、私とても苦い経験を持っておりまうから、これはひとごとでないのですが、そんなことがありました。

私の場合、それでもそういう形で残っていましたから、戦前の宗政行政の片鱗をうかがうことができ、大変役立つのですが、考えてみると、もつと市史の中核的な分野である、政治や行政、それから経済というような分野になるとどう残っていたのでしょうか。

たぶん榎本さん（編注文化資料室所属の前市史編集員）からもお聞きした上で言わなければいけないのかもしれませんが、市の公文書が体系的に保存されていければ、市史もつと別なものが書けたというように、ひよつとして思つたらつしやるのかもしれない。散逸の度合いというのがどういうものかとかかなり気になります、やはり甚大なものがあつたらうと思います。

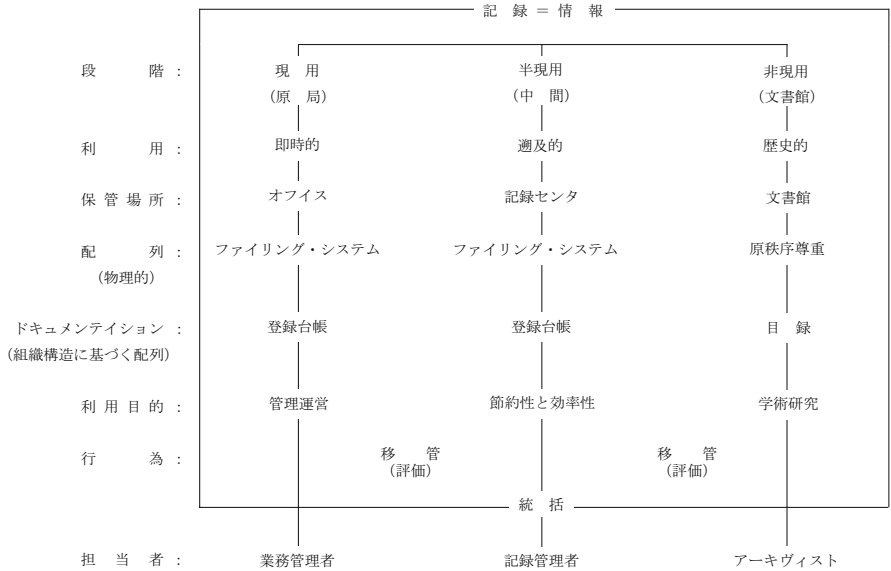
もう一つ、市の公文書の散逸で私はいかにも悔しい体験をしたことがあります。それは琴似町の文書です。最初の屯田兵村の琴似ですが、この琴似町が札幌市に編入された後に、この古い文書が旧役場の庁舎に山ほど積んであつたと言われています。たぶんそのうちの一部だろうと思いま

すが、十数点が古本屋に出ておりました。市内の某古書店ですが、その金額がはつきりとは覚えてはいませんが、二万円か一〇万円だったか、当時、私は若い道職員でして、二十代の道職員でしたが、家内と相談して貯金でもはたけば買えたかもしれないなど今でも思っています。

どうしようかと思っているうちに、そのことを私から聞いた人が、その古本屋さんに行つて、あろうことか店頭でメモをしてきてしまいました。すっかり古書店の店主のひんしゆくを買つてしまい、以来、それは店からも引つ込められて、その後どこにいったのか、ようとして知れずというようなものでした。貯金をはたいて買つとけばよかつたかなと思つたりしますが、こういった例は札幌市の例としてもいろいろあるはずで

例えば、豊平町の歴史的な文書です。合併前に豊平町史が編さんされた時、確かに使われた資料の原本がもう残つていなくて、その写しの一部だけが残っているようですが、こういうことを知ると私などは寒々とした気持ちになります。それはひとごとでない体験を道立文書館の設立過程でもしているからです。札幌市の合併町村を含めて大量な公文書が散逸している。これは繰り返してはならないことなので、そのためにも、札幌市に公文書管理体制が確立して

資料3 マイケル・ローパー「記録のライフ・サイクル分析構造図」(ICA Mission 受入実行委員会編『記録管理と文書館』全史料協、1987年、17頁)



資料3は、マイケル・ローパーというイギリスの公文書館の副館長をやった方が日本に来て、日本に初めてと言っていいのですが、記録のライフサイクルということを紹介した時の報告書に掲載された図です。これをかいつまんで言いますと、原課、原局で文書が作成される、そのときに回議されたりして使われる、それはやがて一定期間を経ると、半現用という位置づけになって、記録センターと書いてありますが、札幌市では保存センターというのでしょいか、そういうところに集中保存される、やがて歴史資料としてアーカイブズで保存されていく、イギリスの場合はパブリックレコードオフィスというように言っておりますが、公文書館のことです。そういうところに保存される、歴史的な資料として、評価選別をして保存される、こういった流れがきちんと親機関の中で確立していて、アーカイブズがはじめて機能するということです。

表は一九八〇年代の都道府県立文書館もんじょかんの引継移管の課題というものです、二十年前に、道立文書館もんじょかんができた頃ですが、この時点で文書館への文書移管というものがどういうように行われていたか、アーカイブズというものは、その中でどういう地位を占めているか、占めていて欲しいかというこのチェックリストです。

今回これは詳しくは話しませんが、日本のアーカイブズ



でライフサイクルが確立しているかどうか、アーカイブズへの移管が例えば文書管理規程に明記されているか、アーカイブズに引き継がなければいけないということが明記されているかどうか、引継移管の決定というものがアーカイブズ側の主体的な意志で行われているかどうか、体系的な収集を実現する制度になっているかどうか、こんなことをチェックしてみたらどうかということで私がまとめたものです。

ここで言っていることは、やはり、アーカイブズを成功させるためには、公文書のライフサイクルの一角にそのアーカイブズが位置づけられていることが必須だということと言わんとしているのです。もし、各アーカイブズで課題としてこういったことが依然として残っているのであれば、チェックリストとしてこの表は今でもなおかつ有効であるということになります。札幌の現状というのはどうなっているでしょうか。一度チェックしていただければと思います。

なお、これは二十年前のもので、今日さらに付け加えるるとすると、評価選別ということをやる時には、公文書の廃棄段階ではなくその文書が完結する時点で、これは将来アーカイブズに引き継ぐべき対象であるということであらかじめ指定していく、そういう権限をアーカイブズが

表 1980年代都道府県立文書館の引継移管の課題

①主務課から文書主管課に至る文書保存管理事務の流れのなかに、文書館が位置づけられ、そのことが文書管理規程に明示されること。—— <b>ライフサイクル論</b>
②文書館への引継移管が主務課・文書主管課の <b>義務</b> として文書管理規程に明示されること。
③保存文書が廃棄される状況を、文書館がつねに掌握できること。— <b>制度に抜け穴はない</b>
④文書館が、保存文書の廃棄に先だって評価選別できる機会を確保すること。 —— <b>廃棄の山から拾ってくるのではない</b>
⑤評価選別は、文書館の主体性だけで行い得ること。—— <b>文書館側が選ぶ</b>
⑥文書館は、廃棄文書だけではなく長期・永年保存文書をも評価選別の対象となし得ること ( <b>体系的な収集</b> をなし得る制度を確立すること)。
⑦文書館を所管する部局以外の文書をも引継移管をなし得ること。—— <b>全域的</b>
⑧行政目的の文書保存管理事務のなかに、文書館が一定の役割を果たすこと(例えば、保存文書館の機能の一部を担うことによって、保存文書全体を把握し、そのなかから歴史的資料としての公文書を後世のために確保しようとする方法をとることも一つの選択であろう)。

出典：鈴江「わが国の文書館における公文書の引継移管手続と収集基準について」1989年

持つということが必要であるということなのです。こんにち書けば九項目目に書くことになるかなと思います。このことは道立文書館で採用していることなので、それはうまくい

っているかいついていないか、それをよく御覧になったらよいと思います。

### (三) 札幌市公文書館が所蔵する「歴史的公文書その他の記録」

公文書の何を保存すべきか、体系的な収集というのは何かということがよく言われます。現在、文化資料室が保存期限満了の文書から選別しているということのようですが、どこでも公文書の評価選別というのは難しいと言われます。私も同感ですが、必要なことは、今まで言ってきたように、文書のライフサイクルを確立して、市の文書の全体像を見るところだと思えます。

保存期限切れの文書、あるいは廃棄文書を見ているだけでは、やはり、公文書の全体像はなかなか見ることができないのではないかと思います。ですから、札幌市の公文書館の準備段階で、現実にそれぞれの課でどのような文書が作成されているのか、そして、歴史資料として保存の価値があるものはそのうちのどれなのかということをつまみ、市の文書の発生状況を把握してその全体像を見る、そしてその上で、この部分が必要だというような基礎調査をやる必要があるのではないか、その意義をあえて強調したいという気持ちがあります。

私も道立文書館の時に、全部の課にはできませんでした

が、いくつかの課を抽出して調べることによって、公文書館に、文書館もんじょかんに引き継がれるシステムであるとか、どういう内容のものを収集したらよいかという収集基準の考え方のものになるものがつくれました。全部調べ切れなかったことは非常に残念でしたが、それぞれの課の実態を調べていくことは有効な方法ではないかと思えます。

さて、体系的ということですが、体系的ということになるとその中心は、やはり市政の中核的な記録がどう保存されていくかということになると思います。私が見るところ都道府県の文書館もんじょかんで、どうもその県政の中枢・中核的な記録もんじょかんというものが文書館に収蔵されていないという現状があるような気がいたします。いくつかの文書館もんじょかんの人に聞いてみると、どうもそんな傾向があります。

例えば、知事の引継書やその県の最高幹部会議の記録というものが残っているかどうか、文書館もんじょかんに引き継がれているかどうかと聞くと、どうもそうではないところが多いのです。引継書なんかは永年保存文書として、仕組みによっては文書館もんじょかんに引き継がれている。道の場合も引き継がれていますが、最高幹部会議の記録というのはどうも怪しいのです。

それから、企画部門の計画書です。色々な計画が立てられてきていますが、その計画段階のプロセスを示すもの、

あるいはその計画が最終的にどのように実現したかという成果を示す文書が一連のものとして残っているかということもこれも怪しいところです。

それからいろいろな県で、県政の改革をいたしますが、そういった改革のプロセスというのは、単なる決裁文書としてしか、なかなか残らないわけです。そういうものをどう残していけるかということがあると思います。

先頃、道立文書館の縮小問題があつて、それは道行政のいろいろな改革の中の一環だということが言われて、副知事からもそういう説明をもらいましたが、私はその時、是非このプロセスをしっかりと保存しておいてもらわないと困ると言ったことがあります。

札幌市政での、中枢・中核の記録をしっかりと保存できる、そういった公文書館、そういうことを可能にする公文書館を是非作っていただきたいと思えます。目指すところは、市の中枢の動向をたどれるような公文書館を設計するということですし、現在の市政を後世が評価できるように仕組みをとるということです。

レジュメの中に『朝鮮王朝実録』の項目を入れていますが、これも二〇〇四年の時に話したことです。大ま面白く話だったので、今日はほんのごくかいつまんでしか言いませんが、李氏朝鮮の時代に『朝鮮王朝実録』というのが作

られています。これは、国王が亡くなって国王が代わる、そうすると現国王が命令して、亡くなった国王の事跡を記録させるといわけです。

これは一四〇九年から編さんされて四七二年にわたって作られたのですが、活字で印刷して三、四部作るのですね。たつた三、四部。それで、三、四部を見るかというとは実は見ないので。編纂官はもちろん見るわけですが、国王といえどもそれを見てはならないものだそうです。ここがちよつと不思議なところですね。見せると国王は、自分や父親などの不利な記事をそこで破棄させたり改ざんするおそれがある、そういうことになる。編纂官への圧力になるといわけです。だから国王も見せはならない。見せてはならないものを何で作るかというところは不思議なところですが、そのようにして記録が残されるということその現国王は踏まえながら身を正して治世にあたる。そのために自分のやったことがどこかで記録されているということを意識しながら、政治を行う。悪いことはできないよということですね。実際に悪いことをしなかつたかどうかは分かりませんが。

こんにちの市の公文書で、後世にその説明責任を果たせるように記録を残すということが必要ではないかと思えます。この場合、誰でも見られるように残すわけですが、市

の行政の現在の評価というのは選挙でなされますが、後世の評価というのは公文書の保存によってなされる、ということになるのではないのでしょうか。

この点、是非、現市長の賛同を得たいところです。市政の中核・中核の記録を残す、それが後世の評価に足るものとして残すということが、まず札幌でも、公文書の保存と  
して必要だと思います。

そういった中核・中核の記録というのが大変大事だということとは言うまでもないことですが、もう一つは、一見徹細な記録でも時系列的にずっと残していく、歴史的というのは長い時間幅でということですが、そういうような長い時間幅で残しておくことと市政の動向や市民の生活というのを見ることができ、あるいはそういうことを考えることができる素材になるといえるものがあります。これによって長期的な変動というものを明らかにすることができるわけです。

そういったものは何かというの、一概には言えません  
が、それは各部課で、先程も申し上げた基礎的な調査をや  
つていくと次第に分かるはずで

例えば戸籍なんかを永久に残すというのは今の制度では  
難しい点があるということはよく承知しておりますが、こ  
ういうものを、個々には一人ひとりの戸籍でありますから、

市の行政の中核・中核というわけにはいきませんが、そう  
いうものをずっと残していくことによって市民の変化が明  
らかになっていくのではないのでしょうか。そういったもの  
が何であるかということを見つけていくのも文書館に勤務  
するアーキビストの課題だと思います。

もう一つ報告書の二二頁に電子化の問題が出てきます。  
総合文書管理システムの中で歴史的な公文書の評価選別す  
る、電子データとなった文書をどう引き継ぐかということ  
が要説されております。私は、この電子化のシステムには  
あまり詳しくはないのですが、私でも理解できることは電  
子化になっていくと、アーカイブズに、公文書館に引き継  
ぐ前に文書が削除されたり、上書きされたりする可能性が  
あるのではないかと思います。それは簡単に行われたり、  
間違っ  
て行われたりすることはあると思いますが、そうい  
うふうにならずに電子化された文書が、アーカイブズに引  
き継がれるように、そのシステムの中に文書館、公文書館  
あるいはその公文書館に勤務するアーキビストが関与して  
いくということもはや必須だろうと思います。

この仕組みは公文書館に文書を引き継ぐシステムを大き  
く変えていくもので、廃棄・削除のクリックをする段階で  
公文書館はどうするのかというようなことでは、たぶん対  
処できないだろうと思います。文書ができた時点でそれを

保存していく、これは将来、保存年限が切れても公文書館に引き継がれるものだというようなマークを付けていくということが必要になってくるだろうと思います。

先程ライフサイクルの話をしましたが、ライフサイクルの概念は、やはり紙時代のものです。ですから、現用から半現用、さらに半現用から非現用となって文書館もんじょかんへ移っていく時には、車か台車に乗せて運んでいくといった光景を想像するわけですが、電子化になっていくともうそれは、サーバーの中に全部データが入っているわけですから、物を動かして公文書館に引き継ぐということにはならなくなり、システムの中で移管が確実にできないともはや保存できないということになります。

そういう意味では、先程のライフサイクル、紙時代のライフサイクルとは違い、いわばシームレスです。継ぎ目なしの文書管理というものになっていきますから、いやおうなしにすきまのない文書管理というものを、アーカイブズのためにも、現用の文書を扱う各課の仕事の上でも、確立していかなければなりません。そのシステムを考えるなかにアーキビストが入っていかなければいけないということです。公文書館がそれにどういうように関与できるか、今後の重要な課題がそこにあると思います。

こうしてみると、札幌の公文書館も単なる市史編集の延

長上の仕事でないということが理解されるのではないかと思います。

もう一つは、札幌の地域資料です。アーカイブズの「本旨」、本来の意味からすると、親機関の記録を保存するということですが、そうなると親機関以外の地域資料というのはどうなるのかということですよ。

日本の史料保存運動というのは、古文書こもんじょの散逸をどのようにして防ぐか、防ぐ受け皿として各地で文書館もんじょかんができたということを先程申し上げました。札幌の公文書館も公文書館法に基づいてできますが、しかし、こうした日本における史料保存の伝統の延長上に設立されようとしているのだろうと思います。

ですから、報告書の五五頁に歴史的私文書しもんじょの収集という項目がたてられています。市以外の記録、企業とか団体とか個人とか、そういった重要なものの保存の受け皿として、公文書館が機能するというわけです。それはどんなところか、ありていにいうと、例えば倒産した会社ということになるわけです。倒産したところに行つて、資料をどうしますかと言ふのは、亡くなった方の葬式に行つて遺産の話をするようなもので、なかなか話しづらいわけではあります。私が札幌にいない間であつたと思いますけれども、フルヤ製菓が倒産しています。後継の会社があるとそれはま

だしいいわけです。拓銀が北洋になるというようなことで、北洋のほうに一定のものは引き継がれると思います。全くそこで廃業するというような企業の記録は、そのまま燃やしてしまうのでしょうか。

ともかく、公文書にない市民の活動の軌跡というものを、私文書しもんじょは独自の価値をもつて存在しているわけですから、それをどういうようなことで収集するか。しかし、このところはどれもこれもというわけにはいかないものなので、どういった原則を持つか、方針を持つか。そこはしっかりと方針を固めなければいけないところだろうと思います。

### 三 公文書館実現のために何をなすか

#### (一) 市民の理解、市政トップの理解

報告書を見まして、私はどうも行き当たらなかったことの一つは、この公文書館というのはどんな名称になるのかということ。仮称でもいいから何か言っておいて欲しかったなと思いますが、どういう名前になるのでしょうか。札幌市公文書館というように落ち着くのでしょうか。ともかく、仮称でもないと、その公文書館をめぐっての議論がどうもなかなか高まらない気がします。

今まで札幌市の公文書館に期待する議論が少ないのは、やはり、当事者から公文書館を作るといふ情報の発信が少

なかったからではないかと思えます。公文書館の設置について、市民はまだ知らないと思えます。計画があること自体も知りません。

市民にアンケートをとったら、どういうようになるのでしょうか。あつたらよいという答えはきつと少なくはないと思いますが、なくてはならないものだと思えるかどうか。まだ、そのための努力は始まっていないように思えます。

道の文書館もんじょかんの場合は、計画が煮詰まるまで、外部に出すことにブレイキがかかって慎重でした。しかし、それでも赤れんが庁舎を使用するという問題があったために、結構マスコミの露出度が多かったと思えます。新聞社も文書館に関心があつていろいろと採り上げてくれました。

札幌市の場合は、やはり、オープンな議論を市民に求めていいのではないかと思えます。より市民に近い自治体であるわけですから、もつとオープンな議論があつてもよいと思えます。

なによりも、市長や市政トップの理解度が計画を左右するわけです。是非早く、市長が自ら公文書館の意義を語って欲しいと思えますし、市長にそういうふうに語らせて欲しいと思えます。私は市長が、「市の公文書館、公文書や記録の保存というのは、長い歴史のスパンで現在の市政を

評価するものだ」「評価に値する市政を私は今、行っている」とか、「そのために十分な記録を残して後世に伝えようとしている」と言つて欲しいものだと思います。市長の口にこういつた言葉を入れていただきたいものです。

市民にとっては、「今、我々がたどつてゐる歩みはどのような過去の積み重ねの上に成り立っているのか、また今の歩みは将来どのような歴史として理解されていくのか、そういうことを的確に捉えるために公文書館を作る」という理解を市民が得るように、働きかけをしていただきたいと思ひます。こうした議論はこれから制定されるであろう、公文書館設置条例というものをめぐつて、市議会の活発な議論になることを同時に期待したいところです。

今後、歴史資料として公文書を百年、二百年というオーダーで、残していくわけですから公文書館設置の議論もじっくりしてもらいたいと思ひます。

一方で、現代の行政に手早く即応するといったアーカイブズ機能も議論の対象にして欲しいですし、この両側面を進化させる議論を議会に期待したいのです。

それは議会での議論が、やはりアーカイブズの、これからできる公文書館の地位を一層強固にするものだと思うからです。

これは、一般論で言うのではなく、東北の地方のある公

文書館が設立された時に、私は議会でのくらしい議論されたのかということを知ることがあります。そうすると、ほとんど議論されなかったという答えが返つてきました。一抹の不安をその時に思つたのですが、その後何年かして、この公文書館の改組というか改編の問題が起りました。その時にやはりこれも議会にはかからないという仕組みでした。

道立文書館の問題の時には議会でいろいろな議論の対象になつたわけですが、この県の場合はそういうものがかからない、これは条例や規則の作り方によつてそうなつたのです。つまり、この公文書館は、これは後でもう一回元に戻るといふ経過をたどる問題となりましたが、県議会はこの公文書館に関心を持たなかつたということになります。

やはり、議会に関心をもつて、役所内部からするとそれはわずらわしいと思われるかもしれませんが、文書館もんじょかんというものを定着させていく側としては、議会でも十分、議員の人たちも関心を持つて議論を尽くして欲しいですし、それによつて札幌市の公文書館というものがより市民のものになつていくものだろうと思つております。

## (二) 人を得る

公文書館に勤務する人、公文書館を内部で支える職員のことに移りたいと思ひます。

公文書館法の四条二項に、公文書館の職員というのは何であるかということが規定されています。ここで出てくるのは、館長と専門職員という二つです。これは公文書館にとって重要だとしています。

まず、その専門職員のほうですが、公文書館法にどのよう<sup>に</sup>説明されているかという<sup>と</sup>、歴史資料として重要な公文書等について調査研究を行う専門職員（いわゆるアーキビスト）、こうい<sup>う</sup>ように規定しています。わりあいこれは、欧米のアーキビスト像です。実は私は日本のアーキビストはも<sup>っ</sup>と違<sup>う</sup>と思<sup>っ</sup>ておりまして、これは一面的な性格規定だ<sup>と</sup>いう見方<sup>を</sup>しています。

日本の専門職員の職務はも<sup>っ</sup>と幅広く、評価選別はもちろ<sup>ん</sup>のこと、目録作成、閲覧利用や普及業務などを担<sup>っ</sup>ている、それが公文書館の専門職員の姿だ<sup>らう</sup>と思<sup>っ</sup>ています。そういうものを、長く担<sup>っ</sup>ていくところ<sup>に</sup>アーキビストの特徴がある<sup>のでは</sup>ないかと思<sup>い</sup>ます。アーキビストは公文書の保存に使命感を持ち、専門的な業務に精通して自ら資質を高めるために、努力を傾ける熱心な人<sup>でな</sup>くては<sup>い</sup>けないと思<sup>っ</sup>ています。もし、公文書館の職員に、自ら学ばない、人並みの仕事し<sup>か</sup>しない職員を配置すると、確実にそのアーカイブズの質が低下<sup>して</sup>いきます。そういうことを私は実感<sup>して</sup>います。

使命感を持って、専門業務に精通して、自ら資質を高めるために努力する、最初からそのことができる人もいます<sup>が</sup>、多くの場合は、長期にわた<sup>っ</sup>てその業務につくこと<sup>によ</sup>って磨かれていく<sup>のでは</sup>ないかと思<sup>い</sup>ます。日本のアーキビストの制度はなかなか確立<sup>して</sup>おりませんが、長い時間<sup>を</sup>かけて専門的な知識や意欲、自ら学ぶ<sup>とい</sup>うことをや<sup>っ</sup>ていく<sup>の</sup>が必要<sup>です</sup>し、十年、二十年の単位<sup>で</sup>このことを担<sup>っ</sup>ていく<sup>とい</sup>う人が文書館<sup>を</sup>支<sup>え</sup>ていく<sup>のだ</sup>と思<sup>い</sup>ます。

ただ、現実には、国立公文書館や国文学研究資料館の長期の研修の受講者について何年分かを追跡<sup>した</sup>ことがありますが、数年を経<sup>ず</sup>して、だいた<sup>い</sup>半数以上<sup>が</sup>異動<sup>して</sup>いる<sup>とい</sup>う現実<sup>を見</sup>ます。長期にわた<sup>っ</sup>てアーカイブズに勤務<sup>する</sup>、職務に専念<sup>する</sup>こと<sup>によ</sup>って、その文書館<sup>とい</sup>うのは確立<sup>して</sup>いく、そういう<sup>専念</sup>できる体制<sup>とい</sup>うものが必要<sup>だ</sup>と思<sup>い</sup>ます。

もう一つの公文書館における職務は、館長<sup>です</sup>。公文書館長の役割<sup>とい</sup>うのはやはり重要<sup>で</sup>、館長<sup>とい</sup>うのは長期にわた<sup>っ</sup>て館の方針<sup>を</sup>掲げ、それを実現<sup>して</sup>いく<sup>とい</sup>う、言う<sup>ま</sup>でもないことを言<sup>っ</sup>ている<sup>の</sup>かもしれ<sup>ませ</sup>んが、そういう役割<sup>です</sup>。

いわば館の方向性を指<sup>し</sup>示<sup>して</sup>旗を振<sup>る</sup>という<sup>の</sup>が、館



長の役割です。こういった役割は実はアーキビストと同じで、一年、二年で交代することでできる仕事ではないと思います。一、二年で代わる館長というのは、日本の文書館に結構一般化しているという現実があるわけです。この近くの文書館でも実はそのようです。その方々は、個々にはどんなに優秀な方で意欲があっても、一、二年で代わる人には、やはり長期にわたる指導力を期待するということが無理です。そのことが文書館界全体の力量を低下させる、弱体化させるという要因の一つになっているような気がいたします。

やはり、何年間かじっくりと腰を据えて文書館に取り組む、アーキビストたちを励ましながら、文書館を確立していく、そういった役割が館長の仕事であるわけです。

国立公文書館の菊池光興館長はこれで六年目です。もともとアーキビストではありませんが、国立公文書館のこの館長ポストは成功している例ではないかと思えます。館運営のイニシアチブをとっておられるのではないかと思えます。今度内閣改造があるのでどうなるのか分かりませんが、それで連動して代わるポストでもありませんが、このくらいじっくり取り組んでおられるといういろいろな成果が現れると思えます。

日本の文書館界で、アーキビストのことはよく話題にな

りますが、館長の課題や問題性ということを議論するということはほとんどありません。私はアーキビスト論だけではなく、文書館の館長論というのもあっていいと思って、いろいろな人にけしかけますが、それなら、あなたがやったらいいだろうというような言葉が返ってきてしまいます。

一、二年で代わる館長さんは、自分では館長のあるべき姿みたいなことは言わないわけです。いっぽう、館長でない人は館長職について公には言わないということもあって、館長論というのがなかなか日本では成長しないようです。是非このことも皆さんの心のどこかに留めていただければと思います。

#### おわりに

おわりにですが、もう付け足すことにはないと思えます。

今後やるべきことは明瞭であり、市長が自ら公文書館の必要性を語る、それが市民の認識、理解になっていく、この先はそれに尽きるのではないかと思えます。

今日の私の話がどれ程お役に立つかは分かりませんが、最初だということ、非常に幅広いことをとりとめもなく言ってしまったかもしれませんが、是非、この公文書館の設立あるいは札幌市における公文書館のシステムの確立の

ために、一歩一歩段階を踏んでいっていただければと思います。

そのようなことを申し上げて、ひとまず私の話を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

## 二 質疑

### (質問)

文書にはライフサイクルというものがありますが、それを取り扱うアーキビストの方は、十五年とか二十年くらいのライフサイクルで職員が補充・養成されていくということになれば、当然のように公文書館は動かなくなってしまう、単なる物置になってしまうと思えます。その点について御意見を伺いたいと思えます。

### (答)

補充ということとは、さらにその後継者ということですね。どういう形で専門職員を、公文書館の職員を補充していくかということですが、似たような職種というのに博物館の学芸員や図書館の司書があります。

ただ、日本の場合、専門職員は、アーキビストというように言われていますが、制度的にそういうものが存在しな

いわけです。公文書館法に専門職員を置くこと決められていますが、地方公共団体の公文書館には当分の間、「置かないことができる」というきめがあつて、あの附則二をはずせば、状況が変わるかなと思えますが、なかなか、はずせる段階ではありません。

そうすると各自自治体で、そのことを考えなければいけないということになります。もちろん市の職員の中からそういうことをやってみようという人を求めるというのは、大体の姿だろうと思えますが、それ以外の方法ということはもちろんあるわけで、例えば、榎本さんのように、教職員から移ってこられるということもあると思います。

そのほかに、市の職員採用の仕組みは分かりませんが、選考採用ということがあると思えます。実は道立文書館でも、選考採用ということの可能性をずいぶん話をしたことがあります。その時に、それは難しいと言われた理由はどういうところにあるかというところ、文書館もんじょかんの専門職員の職名というものはないかというところにまずあるわけです。

道の職員の中でも、例えば通訳員、翻訳員やそのほかにいろいろな職名がついているところではそのための試験をして選考採用をするということができれば、文書館もんじょかんにそれはしないのでしようと、なければそれはできないと言われたものです。

ところが、ある年に道の人事委員会の次長をやった方が館長になって、文書館の専門職員の補充というのとは十分でないというようなことを言われて、選考採用の道を開きました。文書館職員のための採用試験というのをやりました。私が辞めてからのことですが、なんだできるのではないかと、やはり制度について精通した人がいれば、できないこともできるのだということが傍目から分かりました。

もう一つは、専門的な職員を公募する、これはどういう形で公募するのですが、こういう職種の人を採用したいのでいついつ試験がありますからきて下さい、ということですね。実際、それをやった文書館があります。都道府県の文書館ですが、和歌山県の文書館と山口県の文書館です。それぞれ非常にしっかりと文書館の勉強をした人が採用されています。

それぞれの自治体の事情があるわけですから、その難しさというものがあると思いますが、難しさがあっても乗り越えられないものではないということをそこで思いしました。国立公文書館でも、試験はどうだったか分かりませんが、公募採用をして、長野県の歴史館にいた人が移っておられます。

これは、アーカイブズからアーカイブズへの転勤です。私もアーカイブズからアーカイブズへ転勤したと思ってい

ますので、たぶん国立公文書館の方がこれで二人目かなと思います。ですから、やろうと思えばできないことはないというのが、私の実感です。

札幌市にそれがあてはまるかどうか分かりませんが、いずれにしても、人材が恒常的に何年か後には補充されるというような仕組みが必要だと思います。

日本の国公立アーカイブズ全体で毎年五、六人位の人が必要になってくるはずですが、全国的に人材供給制度を確立することが可能になる。そういうことだってお伝えしておきます。

#### (質問)

先程のお話の中で記録のライフサイクルの分析構造図というお話をしていただきまして、現用、それから半現用、非現用という考え方を整理していく上で非常に重要な考え方だとお聞きしておりました。公文書館が実現しておりますので、札幌市の場合は文書の廃棄の確定をする前に文化資料室のほうで、これは文化資料室のほうで引継ぎたいという評価選別をした上で、持って行ってもらった後に残った文書を廃棄するということはあるんですが、なかなかそれがうまくいかないところが出てまいります。理想的な組織形態といえますか、そういうことに関して、先生

のお考えを伺いたいと思います。

(答)

それは、評価選別をどのようにするか、その仕組みをどうするかということですね。

先程、言いましたように、廃棄する前にそれを文書館側が評価選別をして、大事なものはなくさないようにする、こういうことがあるわけです。その仕組みが実は各館まちまちだということです。いろいろな試行錯誤をやっているわけです。

それで、一九八〇年代から、こういうことが理想だというように言われていたことがあります。それはとにかく全部の公文書を文書館が押さえた上で評価選別する、ある一部分ではなくて、全体を押さえて、内容を理解した上で評価選別するということです。そのやり方ですが、道立文書館は目録でチェックするという形でやっているわけですが、これを物理的に一箇所に集めて公文書館自身が見て評価選別するという仕組みをとったのが神奈川県です。神奈川県は公文書館にトラックでどんどん文書が運び込まれて、その中から評価選別をします。各課ではもちろん廃棄させないという仕組みをとっているわけです。これも、理想を追求した一つの結果だろうと思います。ただ、神奈川県

県だからできるのかなという感じを私は持っています、北海道では、宗谷支庁から文書を札幌までもってこいというのめいかがだろうと思います。それがたとえば半分くらい必要だということであれば、それも意義があると思いますが、私が先程の基礎調査のような形で調査した結果では、支庁の文書というのはほとんど本庁の文書で充足できると思えました。支庁の文書で保存しなければいけないのはごく地域的な特徴のあるものだけだということです。ですから、支庁から全部札幌にもってこいというような仕組みは、合理的ではないとその時は判断いたしました。

それで文書のリストでそれをチェックしていくということが必要だという考え方を持ちましたが、そのリストが実は、各課から文書の主管課である文書課のほうに全部回ってこないのです。一部分しか回ってきません。ですから仕組みとしてはそれで成立しましたが、完全に全体像を把握していない、ということが分かりました。

その後、道立文書館では、文書の完結時点でそれをチェックしていくというようにしました。ですから、リストの北海道、現物の神奈川県とこういうように今ちよつと思いついて言ってしまいました、そういうことがあります。

いずれにしても、先程の話のなかで触れましたが、廃棄文書だけ、つまり最終、終末処理の段階で押さえていくと

いうことだけでは膨大な量の公文書ですからやはり漏れがあると思います。ですから、道立文書館のやり方でいけば、いわば発生のところで押さえる、あるいは札幌市なら全部押さえるかとか、そういう選択があるだろうと思います。

そして沖縄も確か全体像を把握して評価選別するということなのですが、その実態は、確かめておりません。どのような方式を選ぶか。タイプとしては北海道の方式か、神奈川の方式ではないかというように思いますし、あるいは札幌の方式を生み出してももちろんよいわけです。

量のことですが、文書発生のなかで何割くらい保存するのかということがあります。正確には、北海道でも分かりませんが、永年保存文書でも確か二五割、文書全体、一年保存文書も含めればさらにずっと低いパーセンテージを残すことになる、二桁のパーセンテージの数字ではきつとないだろうと思います。

パーセンテージで聞いた例は、私は、道立文書館ができる前に、イギリスの国立の公文書館とそれからロンドンの公文書館にうかがったことがあります。イギリスの国の公文書館だと一、二割でした。その根拠も非常に怪しいのですが、そのくらいにしか考えられていませんでした。ロンドンの場合では五、六割くらいの数を言っていました。

ですから、全体からすると、毎年ですから、そんなに大

量のを保存することにはきつとらないと思います。今保存されている、文化資料室が引き継いでいる、何千冊かのものというのは全体からすると何割になりますでしょうか。

#### (質問)

先程もお話にもありましたように重要な文書というのは、全然廃棄には流れてこないのです。

長期計画、中期計画、政策的経費の予算関係、人員要求とか、全てそうですが、全く回ってこないのです。神奈川県立公文書館の紀要を拝見しますと、あちらは詳細な選別基準を持っていますね。ところが、それに引つかかっているのは五割しかないということなのです。あとの九五割はなにかというと、自分たちでマニュアルを作って、無理やりという言葉は語弊があるかもしれませんが、継続性とか相対性とかいうのを見ながらとっているという話です。したがって札幌市も重要な文書、永年保存されているものがメインだと思ふのです。このことについて御意見を伺いたいのですが。

(答)

そもそも、保存センターから引き継ぐわけですから、保存センターに引き継がれてなければ文化資料室にも来ないというわけです。ですから、保存センターにきちんと引き継がれているかが問題です。

しかし、保存センターでも、たぶん、市長の引継書は引き継がれるでしょうが、今言ったようなものでも保存年限がしっかり決まっていないもの、あるいはファイルされていないものは、最後までいっても引き継がれないというようなことになってしまいうわけですから、やはりその入り口のところで、どういうようにしっかりと引き継いで行くかということが大事ではないかと思うわけです。

関連して言いますと、こういうものを保存するとその全体像が分かるかということですが、私の基礎調査の経験からすると、各課にいろいろな事務の流れがあるわけで、私がかたたび行ったのが道の業務課とか農地調整課でした。そこでそれぞれのいくつかの仕事の柱があるわけですが、その柱がどのような流れで、事務処理がされていって、その流れの中でどのような文書ができてくるかということをお調べすることがあります。そして、その流れにそって全部の文書を残すわけにはもちろんいかなないので、どこどころを押さえておけばその事業の実績というものが捉えられる

かとか、あるいは、全体像が説明できるかということの判断をするための調査をしたことがあります。

もちろん業務行政にしても耕地の事務にしても私は全く分かりませんが、その課の仕事は何とか理解しようと思いつながら、カードを作ってみたりいろいろな工夫をしてみたりしました。

やはりそれぞれの課の業務に立ち入らせていただくと、いろいろな判断がつかし、そこで見て調べて、収集、評価選別の判断をしていくということが、その判断をより強固にしていくものではないかなと思います。

(元・国文学研究資料館史料館長、前・北海道教育大学教授)

本稿は、平成十九年八月二十八日に開催した職員研修会の講義録をもとに、鈴江氏に加筆・修正していただいたものです。

#### 【参考文献】

- ・全国歴史資料保存利用機関連絡協議会(全史料協)編『日本の文書館運動―全史料協の20年―』岩田書院、一九九六年。
- ・安藤正人・青山英幸共編著『記録史料の管理と文書館』北海道大学図書刊行会、一九九六年。
- ・高野修著『日本の文書館』岩田書院、一九九七年。
- ・安藤正人著『記録史料学と現代―アーカイブズの科学をめざして―』吉川弘文館、一九九八年。

・小松芳郎著『市史編纂から文書館へ』岩田書院、二〇〇〇年。  
・青山英幸著『記録から記録史料へ―アーカイバル・コントロール論序説―』岩田書院、二〇〇二年。

・鈴江英一著『近現代史料の管理と史料認識』北海道大学図書刊行会、二〇〇二年。

・鈴江英一「文書館にはアーキビストを」(全史料協編『会報』No.六一、二〇〇二年)。

・青山英幸「北海道立文書館における北海道総合文書管理システムの導入について」(『北海道立文書館研究紀要』第一八号、二〇〇三年)。

・太田富康「電子自治体の史料論」(全史料協編『記録と史料』第一三三号、二〇〇三年)。

・文書館問題研究会・横浜開港資料館編『歴史資料の保存と公開』岩田書院、二〇〇三年。

・全史料協編『日本のアーカイブズ論』岩田書院、二〇〇三年。

・国文学研究資料館編『アーカイブズの科学』上・下、柏書房、二〇〇三年。

・小川千代子ほか編『アーカイブ辞典』大阪大学出版会、二〇〇三年。

・鈴江英一「市町村合併が歴史の危機にならないか」(北海道史研究協議会編『会報』第七四号、二〇〇四年)。

・高山正也編『公文書ルネッサンス―新たな公文書館像を求めて

―』国立印刷局、二〇〇五年。

・総合開発機構・高橋滋編『政策提言―公文書管理の法整備に向けて―』(株)商事法務、二〇〇七年。

・鈴江英一「(公)文書の移管と管理」(全史料協編『記録と史料』第一七号、二〇〇七年、「全史料協第三一回(福井)大会研修会の記録」のうち)。